

## ジャカルタ憲章

1945年6月22日

抑々独立はすべての民族の権利である。したがって人道主義と正義に悖る植民地主義は、この地上から一掃されなければならない。

しかしてインドネシアの独立闘争は、インドネシア国民を独立、統一および主権を有し、公平にして繁栄するインドネシア国家の門前に、無事導きとどける幸福なる瞬間に到達した。

全智全能の神の慈悲の下、自由な民族としての生存への崇高なる熱望に駆られ、インドネシア国民はここに独立を宣言する。

次いでインドネシア民族全体と、その国土の全域を保護の下に置く、インドネシア国政府を樹立するため、また公共福祉を増進し、民族の生存に開化をもたらし、ひいては独立、永久平和と社会正義に立脚する世界秩序の創造に参加するため、主権在民の、イスラム信徒にはイスラム戒律の実践を義務とする神への道に基づき、公平にして文明なる人道主義の原則、インドネシアの統一と代議制会議において英知に指導される民主主義にしたがい、さらにインドネシア国民全体のための社会正義の実現をめざすところの、インドネシア共和国なる政体において創建されるインドネシア国家の基本法の中に、このインドネシア民族の独立を組成する。

ジャカルタ、(皇紀)2605年6月22日

スカルノ

モハマッド・ハッタ

A・A・マラミス

アビクスノ・チョクロスヨソ

アブドゥルカハル・ムザキル

H・アグス・サリム

アフマッド・スバルジョ

ワヒッド・ハシム

ムハマッド・ヤミン

出所：日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集 上 1945～1959年』

日本国際問題研究所、1972年、p.17-p.18.